

芦屋大学論叢 第86号

(令和8年7月31日)抜刷

《研究ノート》

大阪府茨木市における NPO 法人の支援活動に関する一考察

ー「生きづらさ」を抱える人たちへの支援の観点からー

福 山 恵美子

《研究ノート》

大阪府茨木市における NPO 法人の支援活動に関する一考察

—「生きづらさ」を抱える人たちへの支援の観点から—

福 山 恵美子
芦屋大学臨床教育学部

1. はじめに

現在、日本においては、少子高齢化や核家族化、単独世帯の増加などを背景に、地域とのつながりの希薄化や、子育てや介護などをめぐる課題が複雑に絡み合う状況が見られる。2016 年に「閣議決定」された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」とし、「地域共生社会」の実現が掲げられた。また、この中で NPO 等との連携も示されている¹⁾。

NPO と自治体の連携については、1998 年の「特定非営利活動促進法」制定直後より、共通の問題に対して役割分担や協働関係が重要であること等が指摘されている²⁾。

令和 5 年度の内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」報告書³⁾によると、認証・認定 NPO 法人ともに「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が主要な活動分野となっていることが示され、NPO 法人は福祉課題への対応を担う重要な役割を果たしていると考えられる。

NPO 法人等による支援活動では、生活困窮者への支援体制について田中ら (2021)⁴⁾ は、その可能性を検討し、永井ら (2024)⁵⁾ は、ホームレス当事者から生活歴や資源利用についての調査を通して、ホームレス状態に至る背景や実態、民間支援団体が果たしている役割を明らかにしている。さらに、子ども食堂に関して吉田 (2016)⁶⁾ は、子ども食堂が貧困家庭の子どもへの食の提供の場のみに止まることなく居場所や情緒的な交流の機能を有していることを指摘している。

「生きづらさ」の捉え方について、坂野 (2019)⁷⁾ は、「生きづらさ」の概念の曖昧性を指摘しつつ、「子ども・青年や貧困者、高齢者、障がい者などに固有のものとして、個人的・主観的な心情や問題・課題としてとらえられることが多い」と述べている。このことから、本研究で用いる「生きづらさ」を、経済的困難、障害、社会的孤立、人間関係の困難など、個人の努力だけでは解決が困難で、日常的に支援を必要とする状態として捉える。

筆者はこれまで、大阪市を対象として「生きづらさ」を抱える人たちを支援する NPO 法人の支援について検討し、直接支援を中心としながら孤立をさせないための居場所づくりなど多様な活動を展開していることを明らかにした。しかし、地域に応じた NPO 法人の活動内容や支援については、さらに検討する必要がある。

茨木市では、「健康・福祉分野」において地域共生のまちづくりに向けた地域での担い手や介護・福祉作業所での担い手の確保や複雑化・複合化する多様な困りごと等の課題が挙げられている。また「子育て・教育分野」では、保育受入れ体制の確保、ひきこもり・ヤングケアラー、不登校児童生徒の増加など、様々な生きづらさを抱える子ども・若者・保護者への支援が課題とされている⁸⁾。このように茨木市は多様な生活

課題が顕在化している地域であるとともに、市民活動の歴史を有している。さらに文化子育て複合施設「おにクル」の開設以降、市民活動（NPO 含む）がより活発化している現状がある。加えて筆者自身も市民活動に関わる中で支援活動の実態に接する機会を得ており、これらの地域的背景および大阪市での研究を踏まえて、茨木市を本研究の対象とした。

なお、「NPO 法人（認定 NPO 法人含む）」を「NPO」、生きづらさを抱える人たちを支援する NPO 法人を「生きづらさ」支援 NPO、それ以外の活動を行う NPO 法人を「その他」NPO と表記する。

本研究の目的は、「生きづらさ」を抱える人たちへの支援の観点から、茨木市における NPO 法人の支援活動の実態を整理するとともに、生きづらさ」支援 NPO と「その他」NPO の支援形態および支援内容を比較検討し、それぞれの特徴を明らかにすることである。

2. 研究対象とした茨木市の概況

本市は、大阪府北部にあり、琵琶湖から流れる淀川を望む北摂地域で、東西に短く南北に長い地形をしている。北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能町に接している⁹⁾。

交通は、鉄道やバスなど公共交通機関が整備され、大阪市・京都市への通勤圏内であり、いわゆるベッドタウンとして発展している。

茨木市の統計からは、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在、本市の人口は 287,730 人¹⁰⁾ であり、今後は少子化等の影響により、人口減少へ転じることが見込まれている。年齢別人口では、年少人口が 14.0%、生産年齢人口が 61.4%、老年人口が 24.5%となっている。前回（2015）調査と比較すると、年少人口の減少、生産年齢人口の微増、老年人口は増加し、高齢化の進展がうかがえる¹¹⁾。

また、一般世帯数に占める単独世帯の割合は 35.9%であり、核家族世帯と併せると一般世帯全体の 95.4%を占めている¹²⁾。このように本市は、人口減少への移行と高齢化の進展、単独世帯の増加といった人口構造上の課題を抱えている。

本市の取り組みとして、2023 年には文化子育て複合施設「おにクル」がオープンし、子育て世代に限らず多世代の市民の憩いの場となるような環境づくりが進められ、多様な主体による市民活動が展開されている。さらに本市は多様な人たちが出会い、集い、活動が生まれることにより、誰もが安全安心、豊かさ幸せを実感できる「共創のまちづくり」を推進している¹³⁾。その一方で、生活上の課題を抱えている家庭もあり、支援事業を NPO 法人に委託するなど、ボランティアを含めた支援に支えられている現状がある¹⁴⁾。市民活動が活発な自治体であるといえるが、少子高齢化や生活困難を抱える地域住民への対応など地域社会における課題も抱えているのが現状である。

このような地域的背景のもと、本市における NPO の活動実態を検討することは、今後の地域支援や行政施策の観点からも意義があると考えられる。

3. 茨木市の NPO 法人の活動実態から

3.1 NPO 法人の概要と内容

本市が公開している NPO 法人（2025 年 6 月 5 日現在）のデータに基づき、内閣府の NPO 法人ポータルサイトで検索（2 月 2 日～23 日）、必要に応じて NPO 法人のホームページ（以下 HP）を確認した。その結果、「解散・活動停止中・活動報告なし・事業実績なし・実施場所が本市外の NPO 及び本市以外の実施事業・設置年月日が浅く活動報告なし」を除き 62 の NPO を本研究の対象とした。内訳は、「生きづらさ」支援 NPO が 19、「その他」NPO が 43 である。データ項目にある基本情報としての活動分野、財政状況、非営利活動に係る事業報告等に基づいて行われた活動を通して「生きづらさ」支援 NPO と「その他」NPO の支援活動を比較検討する。

3.2 活動分野

表 1 NPO の活動分野

1	保健、医療又は福祉の増進
2	社会教育の推進
3	まちづくりの推進
4	観光の振興
5	農山漁村又は中山間地域の振興
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興
7	環境の保全
8	災害救援活動
9	地球安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進
11	国際協力
12	男女共同参画社会の形成の促進
13	子どもの健全育成
14	情報化社会の振興
15	科学技術の振興
16	経済活動の活性化
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充
18	消費者の保護
19	団体の連絡、助言又は援助等の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

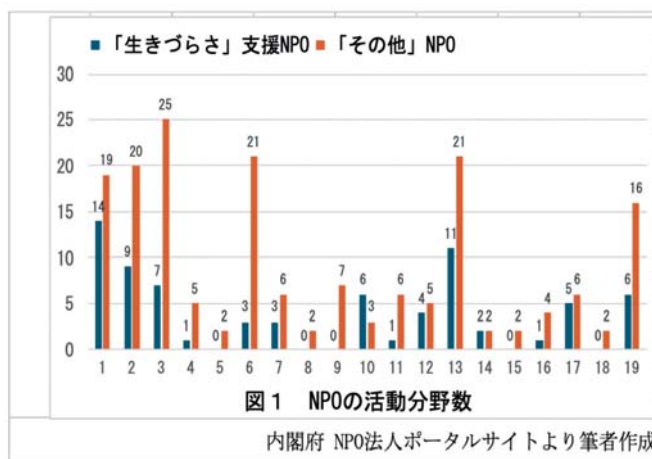


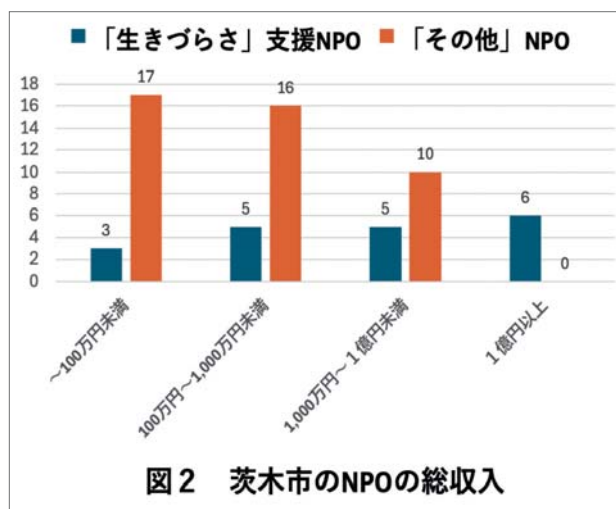
表 1 は NPO の活動分野を示している。1 から 20 までの活動分野があるが、その活動の定義は法律には記載されておらず、社会通念の許す範囲で柔軟な解釈が求められている¹⁵⁾。そのため、多様な活動がなされていると推察される。また、活動分野については複数選択が可能である。なお、活動分野 20 は大阪府の条例では定められていない¹⁶⁾。

図 1 は本市の NPO（62 団体）の活動分野数を示している。横軸は表 1 の活動分野の番号である。縦軸は該当する活動分野を挙げている NPO 数である。「生きづらさ」支援 NPO は「保健、医療又は福祉の増進（14）」が最も多く、以下「子どもの健全育成（11）」、「社会教育の推進（9）」、「まちづくりの推進（7）」である。

「その他」NPO では、「まちづくりの推進（25）」が最も多く、以下「学術、文化、芸術又はスポーツの振興（21）」および「子どもの健全育成（21）」、「社会教育の推進（20）」、「保健、医療又は福祉の増進（19）」と続いている。ここで注目すべきは、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」を除き、上位の活動分野が重なっていることである。これらから「生きづらさ」支援 NPO と「その他」NPO では、中心となる活動分野には違いがあるものの一定の共通性がみられることがうかがわれる。

3.3 財政状況

図2は、本市のNPO（62団体）の総収入を示している。「生きづらさ」支援NPO（19団体）は、1,000



内閣府NPO法人ポータルサイトより筆者作成

万円から1億円未満が5団体、1億円以上が6団体と多いものの、100万円未満および100万円から1,000万円未満も合わせて8団体がみられ、収入規模に幅がある。一方、「その他」NPO（43団体）は100万円未満が17団体と最も多く、以下100万円から1,000万円未満が16団体、1,000万円から1億円未満が10団体となっている。これらから、「生きづらさ」支援NPOは総収入の分布に幅があるのに対し、「その他」NPOは、収入規模が小さい団体が多いことがうかがえる。

総収入の内訳を具体的に見ていくこととする。項目として、会費、寄附金、助成金・補助金、非営利活動に関わる事業収入、受託事業収入等

がある。

図3は、「生きづらさ」支援NPOの総収入の内訳を示している。非営利活動に関わる事業収入が約9割を占めており、受託事業収入、助成金・補助金と続いている。このことから、非営利活動に関わる事業収入を基盤として助成金・補助金を活用して継続的な支援がなされていることがうかがえる。

図4は、「その他」NPOの総収入の内訳を示している。「生きづらさ」支援NPOと同様に、非営利活動に関わる事業収入が6割強で最も多く、続いて寄附金、助成金・補助金、会費がそれぞれ1割弱となっている。「生きづらさ」支援NPOと比べて、寄附金および会費の割合が高いことがうかがえる。

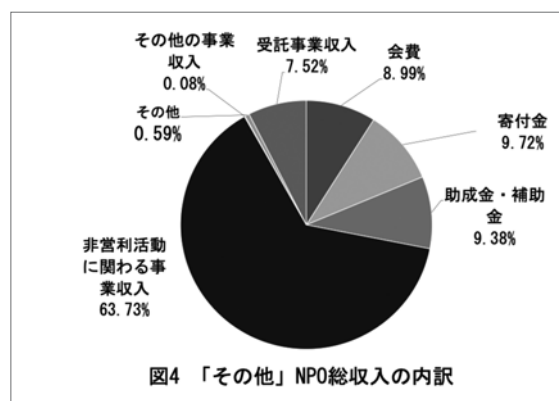
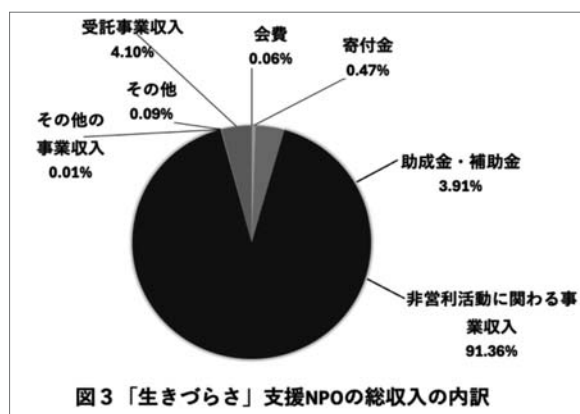
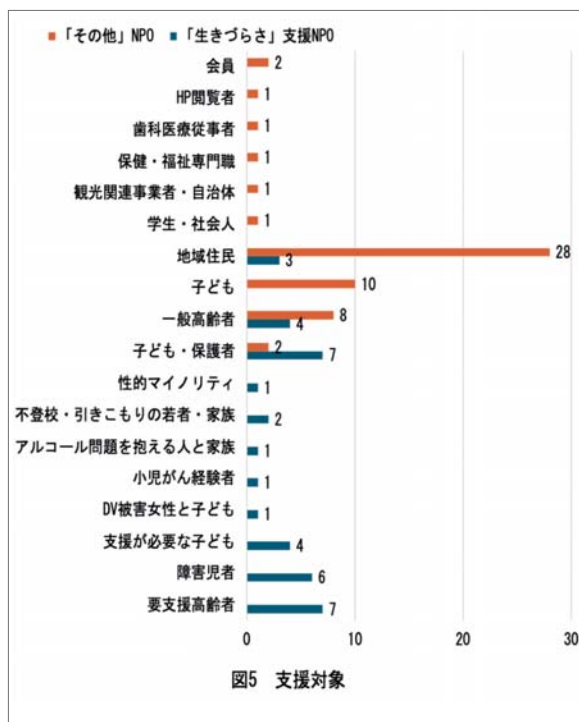


図3、図4：内閣府NPO法人ポータルサイトより筆者作成

3.4 支援対象

NPO法人の支援対象は、内閣府のNPO法人ポータルサイトの事業報告書や該当NPO法人のHPに基づいて整理した。

図5 支援対象
内閣府 NPO 法人ポータルサイトより筆者作成

1つのNPO法人が高齢者・障害者など複数の対象を支援している場合は、該当するカテゴリーに含めた。「はじめに」で示した「生きづらさ」の捉え方に基づき、経済的困難、障害、社会的孤立、人間関係の困難など、日常的に支援を必要とする人たちの支援するNPOを、「生きづらさ」支援NPO、それ以外の活動を行うNPOを「その他」NPOとした。なお、支援対象が重複する活動については、活動の主たる支援内容に基づいて分類した。例えば、子ども食堂については、食事提供や交流を中心とする場合は、「その他」NPOとし、利用する子どもが抱える生活課題を把握し、学校関係者やスクールソーシャルワーカー等と連携し支援につなげる活動については、「生きづらさ」支援NPOに分類した。また、高齢者を対象とする活動についても、要支援高齢者への個別支援を主とする場合を除き、地域交流や介護予防を目的とするものは「その他」NPOとした。

図5は、「生きづらさ」支援NPO（19団体）と「その他」NPO（43団体）の支援対象を示している。縦軸は支援対象、横軸はNPO法人数である。「生きづらさ」支援NPOでは、要支援高齢者（7団体）や障害児者（6団体）、支援が必要な子ども（4団体）など、日常的に支援を必要とする人たちの主な対象としている。一方、「その他」NPOは地域住民（28団体）が最も多いものの、子ども（10団体）、一般高齢者（8団体）など支援対象は多岐にわたることが示された。また、「生きづらさ」支援NPOにおいても、地域住民等を含む多様な対象への支援がみられる。なお、対象の詳細については後述する支援形態と支援内容の分析において示す。

3.5 支援形態と支援内容

「生きづらさ」支援NPOおよび「その他」NPOにおいては多様な活動が展開されている。そこで、本節では、NPOの支援活動の実態に基づき、支援形態を「直接支援」「間接支援」「その他（予防・交流）」に分類し、それぞれの支援内容の特徴を表2に示す。対象により支援内容に特徴がみられることから、直接支援については「生きづらさ」支援NPOと「その他」NPOを分けて示した。

「生きづらさ」支援NPOは個別の困難を抱える対象者への直接支援を主とするのに対し、「その他」NPOは主に地域住民等を対象とし、支援活動を通じて地域コミュニティの形成に寄与する点に特徴がある。さらに、その他（予防・交流）の支援形態は、直接支援、間接支援とは異なる形態で、地域住民等の孤立予防や人間関係の形成につながるものである。

表2 NPOの支援形態と支援内容の特徴

支援形態		支援内容の特徴
直接支援	「生きづらさ」支援NPO	生活上の困難や課題を抱える個人や家族に対して、学習支援、生活支援、相談支援等を通して、直接的に支援を提供する活動
	「その他」NPO	交流・参加・学習（教室等）・啓発等を通じて地域コミュニティを支え形成する活動
間接支援		情報提供、啓発活動、研修、講演、広報活動、ネットワーク形成等を通して、支援活動の整備や社会的理解の促進を図る活動
その他（予防・交流）		交流活動、文化活動、地域活動を通して、地域住民の交流や社会参加を促進し、孤立の予防や人間関係形成につながる活動

図6は、「生きづらさ」支援NPO（19団体）の支援形態の構成割合、図7は、「その他」NPO（43団体）の支援形態の構成割合を示している。なお、1つの団体が複数の支援形態で支援を行なっている場合は該当する支援形態に含めている。結果として両NPOともに3つの支援形態を有していることが示された。

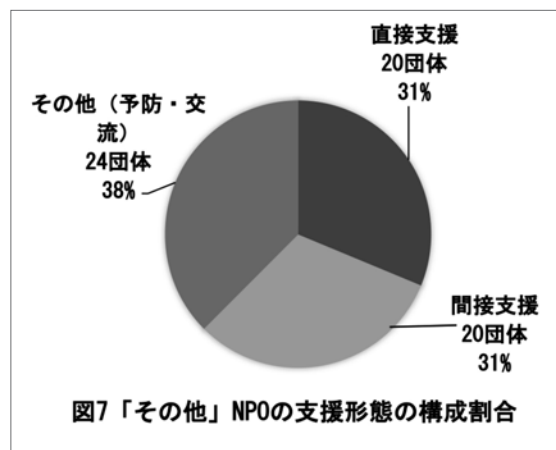
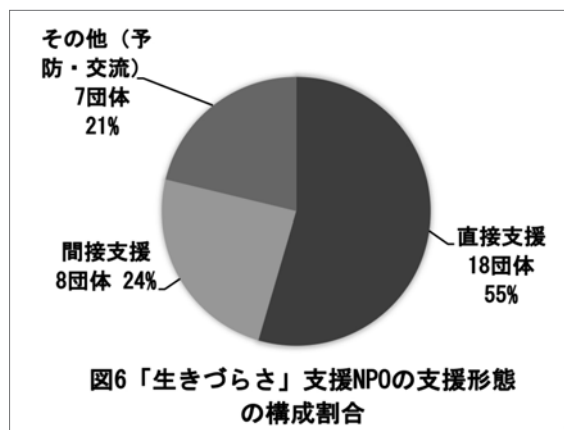


図6、図7：内閣府NPO法人ポータルサイトより筆者作成

「生きづらさ」支援NPOは、生活上の困難や課題を抱える人たちの直接支援が55%と最も高く、間接支援は24%、その他（予防・交流）は21%であった。これらから、孤立の予防や人間関係形成につながるその他（予防・交流）の支援活動も一定行われていることが確認できた。一方、「その他」NPOは、その他（予防・交流）が38%と最も高いものの、3つの支援形態の割合に大きな差はみられない。

表3は、「生きづらさ」支援NPOの支援対象ごとの支援形態と支援内容例を示している。支援対象に対しては、そのほとんどが直接支援を実施している。また、関係者に対して研修、養成講座、情報交換等の間接支援を行っていることが明らかになった。

対象によっては、委託事業、助成金・補助金を受けて実施されている事業もみられる。要支援高齢者については7団体が介護保険制度に基づくサービスを提供しており、障害児者については6団体が障害者総合支援法に基づくサービスを提供している。「支援が必要な子ども」とは、学習上および生活上の課題を抱える子どもであり、本市からの委託事業を実施するなど5団体が支援を行っている。「不登校・引きこもりの若者・家族」については2団体が支援を実施しており、うち1団体は委託事業である。また、「生きづらさ」支援NPOによる「子ども・保護者」への支援は2団体で、うち1団体は地域的に困難を抱えやすい対象に

対し、助成金・補助金を受けつつ委託事業を実施している。さらに、「要支援高齢者」「一般高齢者」「子ども・保護者」「地域住民」へは、その他（予防・交流）の活動として、孤立の予防や人間関係の形成につながる支援としての事業も実施している。

表3「生きづらさ」支援NPOの支援形態と支援内容例

支援対象	支援形態	支援内容例
要支援高齢者	直接支援	ケアプラン作成、訪問介護、居宅介護、認知症対応型生活介護、介護保険事業（訪問看護ステーション等）
	間接支援	運転協力者研修
	その他（予防・交流）	レクリエーション活動、介護予防講座、認知症カフェ等、地域包括支援センター運営事業（日常生活支援の相談等）
障害児者	直接支援	ホームヘルプ居宅介護、移動支援、相談支援事業（サービス利用のための計画作成等）、障害者の共同生活援助（学習、生活、働く、相談の場）等、放課後等デイサービス、障害者当事者が障害者に行うピアカウンセリング、制度外介護事業（制度が使えず困っている場合の介護ニーズに応える）、障害者同士の交流の場
	間接支援	ピアカウンセリング養成講座等
支援が必要な子ども	直接支援	学習生活支援事業（委託）、相談・ケース検討会、子ども弁当配食・見守り、子ども食堂、子どもの居場所づくり（小学生以上、共働き、一人親家庭）、児童福祉施設で生活する子どもたちに理美容施術
	間接支援	学校関係者・CSWとの情報交換等
DV被害女性と子ども	直接支援	DV被害者の自立支援、就労支援、配偶者暴力被害者セーフティネット事業（SNS相談）等
小児がん経験者	直接支援	生きがい農園活動
アルコール問題を抱える人と家族	直接支援	就労継続支援B型事業所
	間接支援	病院との連携等
不登校・引きこもりの若者・家族	直接支援	学習支援、食糧支援、継続的見守り実施、フリースクール事業（昼食支援活動含む）、行政委託事業（若者が社会経験や交流ができる居場所と相談窓口、自学自習の場の提供、保護者相談、連携体制構築）等
性的マイノリティ（LGBTQ）	間接支援	教育機関を対象とした事業（出前授業）
一般高齢者	その他（予防・交流）	コミュニティデイハウス運営等
子ども・保護者	直接支援	ネットワーク会議、個別ケース会議等
	その他（予防・交流）	学童保育、一時預かり、子育てサロン、育児相談（助成金・補助金）、森のようちえんイベント実施、地域子育て支援拠点事業等
地域住民	直接支援	地域活動相談事業（住民の生活相談等）等
	間接支援	情報発信・収集事業等
	その他（予防・交流）	共生のまちづくりサロン運営事業等

表4は、「その他」NPOの支援対象ごとの支援形態と支援内容例を示している。「子ども」「一般高齢者」「地域住民」に対しては、直接支援、間接支援、その他（予防・交流）が支援形態として実施されていることが明らかになった。また、「子ども・保護者」に対しては、その他（予防・交流）として、子育て講座や子育て広場など、保護者の孤立を予防する取り組みを実施していることが確認された。

「生きづらさ」支援NPO同様に、対象によっては委託事業や助成金・補助金を受けて事業を実施している団体が散見された。活動分野は保健・医療又は福祉の増進、まちづくりの推進、学術・文化・芸術又はスポーツの振興、子どもの健全育成等を中心に幅広く展開されている。それらの活動を通して、地域住民等の交流の場が醸成されていることが示唆される。一般高齢者に対しては、健康維持や認知症予防の支援にとどまらず、生涯学習支援や就労・起業支援など、積極的な社会参加に向けた支援が行われている。その他（予

防・交流)は、老若男女問わず地域住民が交流しやすい場を提供しており、地域におけるつながりの形成に寄与していることがうかがえる。

表4 その他NPOの支援形態と支援内容例

支援対象	支援形態	支援内容例
子ども	直接支援	ものづくり教室、太鼓の練習、演奏事業、スポーツ教室（助成金・補助金）、体操指導、軟式野球指導等
	間接支援	講演会活動（微生物の力）、施設管理
	その他（予防・交流）	会員同士の交流、スポーツ（NW）体験会と講習会、近隣地域の祭事参加等
一般高齢者	直接支援	生涯学習支援、就労・起業支援、はつらつ運動教室、ICTの講習会（助成金・補助金）等
	間接支援	健康体操に関わっているへの講習会、介護予防高齢者運動指導者養成研修、元気新聞発行、募集チラシ作成等
	その他（予防・交流）	フリーマーケット出店、コミュニティデイハウス（助成金・補助金）、街並みウォーキング、博物館・資料館巡り等
子ども・保護者	その他（その他・交流）	地域子育て支援拠点事業（助成金・補助金）、あっぷるはうす（子育て講座、ヨガ・ベビーマッサージ等）、多文化交流サロン、子育て広場（歌体操、アロマトリートメント等）、子ども食堂
地域住民	直接支援	市内パトロール、音楽コンサート実施、スポーツ教室開催、繁茂竹林伐採、オートバイの安全運転スクール事業、スポーツクラブスクール・教室に関する事業
	間接支援	市民公益活動の相談、遊休地活用事業、食文化の講座セミナー、料理教室企画開催事業、エネルギーに関する調査研究等
	その他（予防・交流）	文化芸術イベント実施、和太鼓活動、ダンスイベント、落語鑑賞会（助成金・補助金）、歯科口腔保健に関する事業（ファミリーコンサート）、食育に関する事業（助成金・補助金）、共食の場事業（みんな食堂）等
学生・社会人	直接支援	幅広い世代に対する就労支援
観光関係事業者・自治体	間接支援	企画提案、情報発信
	その他（予防・交流）	入会勧誘
保健・福祉専門職	間接支援	高齢者のためのADL体操講習会開催
歯科医療従事者	間接支援	歯科医療従事者への研修、教育
HP閲覧者	間接支援	生活者のまちづくりのための情報提供、メディア活動でHP制作運営
会員	直接支援	菜園教室と環境学習、チャダンス普及と人材育成

4. 考察

本研究では、本市の「生きづらさ」支援NPOと「その他」NPOの支援活動、活動分野、財政状況、支援対象、支援形態および支援内容について比較検討した。本章では、これらを踏まえ、「支援の特徴」「地域社会における役割と構造」「共創のまちづくりへのつながり」の観点から考察する。

4.1 支援の特徴

4.1.1 「生きづらさ」支援NPOの特徴

「生きづらさ」支援NPOの特徴として、①要支援高齢者や障害児者、支援が必要な子どもなど、日常的に困難を抱える対象者に焦点が当てられていること、②非営利活動に係る事業を基盤として、受託（委託）事業、助成金・補助金等を活用して継続的な支援を行っていること、③対象者に対する個別のかつ直接的な支援を中心とした活動を展開していることなどが挙げられる。

4.1.2 「その他」NPO との共通点と相違点

「その他」NPO の特徴として、幅広い年齢層の対象者に対し、スポーツや芸術、健康、安全、環境等に関わる多様な活動を通して、地域コミュニティ形成に寄与している点が挙げられる。

一方で、「生きづらさ」支援 NPO との共通点もみられる。両 NPO とともに、その他（予防・交流）の活動を通して、地域住民が交流しやすい場を提供し、孤立予防や人間関係の形成につながる支援を行っている。

相違点としては「その他」NPO が幅広い年齢層を対象として多様な活動を展開しているのに対し、「生きづらさ」支援 NPO は、困難を抱える対象に対して個別かつ直接的な支援を中心としている点が挙げられる。

4.2 地域社会における役割と構造

4.2.1 役割分担

前節で述べた「生きづらさ」支援 NPO と「その他」NPO の共通点と相違点は、地域社会における役割分担として捉えることができると考えられる。

「生きづらさ」支援 NPO は、その他（予防・交流）の活動も含みつつ、困難を抱える対象者に対し、個別かつ直接的な支援の役割を担う一方で、「その他」NPO は地域住民を対象とした予防・交流活動を通して、人と人とのつながりの形成を担っている。両 NPO は異なる特徴を有しつつ、役割を分担しながら地域社会を支える構造を形成していると考えられる。

4.2.2 活動の重なり

これまでの検討から、「生きづらさ」支援 NPO、「その他」NPO とともに地域住民全体を支援するその他（予防・交流）の役割を担っていることが明らかになった。このことは、「その他」NPO においても困難を抱える対象と関わる可能性があることを示唆している。すなわち、両 NPO の活動は互いに分離されているのではなく、地域住民を対象とした支援や交流活動等において重なりがみられると考えられる。個別支援という「点」の支援から地域全体という「面」の支援の視点から捉えると、両 NPO が役割を分担しつつ、活動の重なりを有しながら相互に補完し合う構造が形成されていると捉えられる。

4.2.3 市民活動との関連性

本市の市民活動とは、「市民、有志が主体的に行う公益活動」である。具体的にはボランティア活動、コミュニティ活動（自治会、老人クラブ、子ども会など住民による組織の公益活動）、テーマ型市民活動（NPO など市民主体の団体の公益活動）、その他の活動（生涯学習、趣味のサークル活動など）である¹⁷⁾。

文化子育て複合施設「おにクル」では、子育て世代に限らず多世代の市民の憩いの場となるような環境づくりが進められ、多様な主体による市民活動が展開されている。2026 年 3 月時点で、本市における市民活動団体は 14 の NPO を含む 107 団体が登録している¹⁸⁾。市民活動の中には NPO も含まれており、両者は明確に分けられるものではなく、役割を分担しつつ活動の重なりを持ちながら地域社会を支えていると考えられる。

4.3 共創のまちづくりへのつながり

共創のまちづくりにおいては、「人々が出会い・集い・活動が生まれるような、場の創出とさまざまな主体の関わりしるを増やすことが重要であり、そのために必要な場づくりや関係づくりを進める」¹⁹⁾ ことが求められる。多様な主体が役割を分担しつつ活動の重なりを有しながら地域社会を支えていることは、共創の

まちづくりにつながるものとして捉えることができ、地域共生社会のあり方とも重なるものである。

本節では、共創のまちづくりへのつながりとして、「行政との連携」および「市民活動」の観点から検討する。

4.3.1 行政との連携

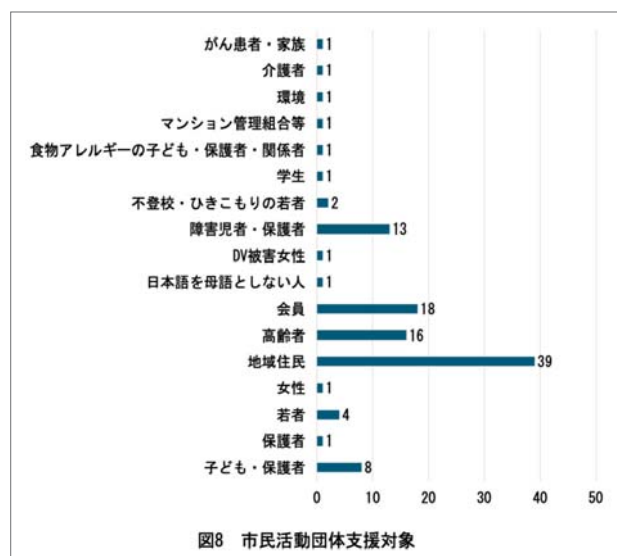
本市においても、他の自治体と同様 NPO・ボランティア等との協働事業が実施されている。対象については、個人が対象になる²⁰⁾場合もあり、より広く市民活動を実施しやすい規定となっている。

協働事業は、委託、補助金・助成金といった財政的支援をはじめ、政策形成過程への参画など、多様な形で展開されている²¹⁾。

令和6年1月末時点では、委託事業は26件で、そのうちNPOは15団体である。事業内容としては、生活困難を抱える地域住民への交流促進・相談機能の強化、多文化共生、生活保護世帯やひとり親家庭等の子どもへの支援、在宅高齢者への支援、中学生から若者(39歳)までを対象とした事業がみられる。さらに支援者への研修等も実施されている。これらの取り組みは、行政のみでは対応が困難な課題に対して、NPO等と行政が連携しながら地域社会を支えていることを示している。

また、補助・助成金による事業は24件で、自治会、消費者協会、保護司会、地区福祉委員会などの組織が多いが、子ども食堂や子育て支援を行っている団体も含まれている。

4.3.2 市民活動



茨木市市民活動センターキャパス
「市民活動紹介」より筆者作成

本市ではどのような市民活動が展開されているのだろうか。先に示した通り、107団体が登録しており、そのうち14団体はNPO法人で、高齢者を中心として、地域住民、子ども・保護者、不登校・ひきこもり等を対象とした活動が中心であった。

図8は、市民活動団体の支援対象を示したものである。縦軸が支援対象で、1団体で複数の対象者を支援している場合は、それぞれのカテゴリに含んでいる。結果として、17の支援対象が確認され、地域住民(39)が最も多く、会員(18)、高齢者(16)、障害児者・保護者(13)と続いている。

図8からは、市民活動団体においても、子ども食堂、日本語学習支援、DV支援、障害児者・保護者等困難を抱える人たちへの支援が行なわれていることがうかがえるとともに、多様な対象者に対して支援が展開されていることが示された。

これらから、NPO法人と市民活動団体という多様な主体が役割を分担しつつ活動の重なりを有しながら地域社会を支えていることが示唆された。

4.4 今後の課題

NPO の支援活動を検討していく中で、孤立予防や人間関係の形成につながる支援形態のその他（予防・交流）が NPO および市民活動において広く実施されていることが明らかになった。文化子育て複合施設「おにクル」においては、子育て世代や若者など多様な世代の参加がみられ、地域住民の交流の場として機能している。

一方で、本市においては地域間における格差（特に生活困難を抱える人々が集中する地域の存在）があることも事実である。こうした地域課題への対応において、NPO 等が行政と連携を図りながら支援活動を行っていることがうかがえるが、今後は、行政と NPO 等の支援団体との連携のあり方や役割分担、さらに制度的支援だけでは対応が難しい「生きづらさ」を抱える人たちの支援のあり方について、検討を深める必要がある。

5. おわりに

本研究では、茨木市における NPO 法人の支援活動に着目し、「生きづらさ」を抱える人たちへの支援の観点から、支援活動の実態を整理し、NPO の支援形態および支援内容を比較検討した。その結果、「生きづらさ」支援 NPO と「その他」NPO は、支援対象や支援形態において特徴を有しつつも、予防・交流の活動を通じて地域住民のつながりの形成に寄与していることが明らかとなった。また、市民活動にも視点を広げると、NPO と同様に生活に困難を抱えている人たちへ支援していることがうかがえた。さらに、NPO と市民活動団体は役割分担をしながらも活動の重なりを有し、地域社会を支える構造を形成していることが示された。

一方、本研究は公開資料をもとに NPO 法人の活動実態を整理したため、支援活動を担う主体の意識や行政との連携の実態については十分に検討できていない。今後は、これらの点について、さらに検討を深めていく必要がある。

引用文献

- 1) 厚生労働省「一億総活躍プラン」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000184333.pdf> 2026.5.1 参照。
- 2) 渡邊満「NPO と自治体政策」、郵政研究所月報, p.4, 1999.
- 3) 内閣府「令和 5 年度特定非営利法人に関する実態調査」報告書, p.5, 2024.
- 4) 田中きよむ・霜田博史,「生活困窮者の先進的取り組み ―大阪市西成区を中心とする NPO の取り組み―」, 2021.
- 5) 永井悠大・白波瀬達也・小川未空・浦越有希「ホームレス当事者の生活歴と資源利用についての調査報告 ―大阪市の NPO 法人 Homedoor の事例から―」, 大原社会問題研究所雑誌, No.784, 2024.
- 6) 吉田祐一郎「子ども食堂の意味と構成要素の検討に向けた一考察 ―地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて―」, 四天王寺大学紀要第 62 号, p.366, 2016.
- 7) 坂野貢,『『生きづらさ』再考 ―一昔前と変わらぬ"いま"を考えるためのメモ―』, 市民福祉教育研究所
<https://sakanolab.com/2019/07/07/%E3%80%8C%E7%94%9F%E3%81%8D%E3%81%A5%E3%82%89%E3%81%95%E3%80%8D%E5%86%8D%E8%AA%AD%E3%83%A1%E3%83%A2%E2%80%95%E4%B8%80%E6%98%94%E5%89%8D%E3%81%A8%E5%A4%89%E3%82%8F%E3%82%89%E3%81%AC%E3%81%84/>, 2026.6.16 参照。

- 8) 茨木市「第6次茨木市総合計画基本構想」, p.12, 2025.
- 9) 茨木市「茨木市の現況（資料2）」,
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/39/R6dai1siryosiryo2.pdf>, 2026.2.15 参照.
- 10) 茨木市「茨木市統計書」令和6年版
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/2/toukeishoR6.pdf> 2026.2.23 参照.
- 11) 茨木市「茨木市の現況（資料2）」,
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/39/R6dai1siryosiryo2.pdf>, 2026.2.23 参照.
- 12) 茨木市「茨木市統計書」令和6年版
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/2/toukeishoR6.pdf>, 2026.2.23 参照.
- 13) 茨木市「第6次茨木市総合計画 基本構想」茨木市, 2025.3
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/13/6jisoukei_kihonkousou.pdf, 2026.3.23 参照.
- 14) 茨木市人権尊重のまちづくり審議会いのち・愛・めセンターあり方検討部会「茨木市いのち・愛・ゆめセンターのあり方について」, 2017.3.
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/8/aicenter_kento_toshin.pdf 2026.3.23 参照.
- 15) 内閣府 NPO ホームページ「活動分野」
<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/seido-gaiyou/katsudou-bunya#Q1-3-2>, 2026.2.27 参照.
- 16) 大阪府「第1章特定非営利活動促進の概要」p.4
https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/fukatsu/v-npo/v-npo-tebiki.html?utm_source=chatgpt.com, 2026.2.27 参照.
- 17) 茨木市『新しい市民社会づくりのためのいばらき協働基本指針・計画』, p.3, 2006.
- 18) 茨木市市民活動センター「市民活動紹介」<https://ibaraki-npo.jp/dantai/>, 2026.4.29 参照.
- 19) 茨木市『茨木市都市計画マスタープラン概要版 2025-2035』, p.7, 2025.
- 20) 茨木市『新しい市民社会づくりのためのいばらき協働基本指針・計画』, p.3, 2006.
- 21) 茨木市「協働事業等の状況について」
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/shiminkatsudo/36925.html>, 2026.04.30 参照.